

子育て WEB ページ広告掲載申込書

年 月 日

宇部市長 様

申込者 住所 (所在地) 〒

氏名 (名称及び代表者)

㊞

担当部署及び担当者氏名

電話番号

宇部市広告掲載要綱第 9 条及び子育て情報 WEB ページへの広告掲載要領第 5 条の規定に基づき、広告案を添えて次のとおり申し込みます。

なお、広告掲載が決定した場合、同要綱及び同要領に規定された事項を遵守するとともに、誠実を旨とし、誠意をもって履行し、貴市に何等の御迷惑もお掛けしません。

広告の内容	(デザイン案を記入又は添付してください)
広告掲載希望位置	トップページ
掲載希望枠数	枠 ※ 1 枠の基準は天地 60 ピクセル・左右 120 ピクセル、5 キロバイト以内、GIF 形式とする。アニメーション GIF は、使用可。
リンクする URL	
年度 広告掲載希望月	4 月 5 月 6 月 7 月 8 月 9 月 10 月 11 月 12 月 1 月 2 月 3 月
特記事項	

※ 複数月を申し込む場合は、連続する月の申込みのみ有効とする。

注 意 事 項

- 1 掲載する広告原稿案を必ず添付してください。広告原稿案は色調の異なるもの二種類を提出してください。また、市では過去の広告データの保管を保障しませんので、過去のデータを再度掲載する場合には原則再提出願います。
- 2 広告を掲載することができる者、広告の内容、広告のデザインは宇部市広告掲載要綱第 5 条、第 6 条及び宇部市こども福祉課広告掲載基準の規定に準ずるものとします。
- 3 広告掲載料は、以下のとおりです。

広告掲載媒体	広告掲載位置	1 枠当たりの広告掲載料
ホームページ	トップページ	月額 8,500 円

- 4 広告掲載料は、掲載決定後、市から送付される納付書に明記されている期日までに前納してください。
- 5 掲載位置は、市が指定した場所とします。
- 6 広告の掲載・削除は、原則として市こども福祉課執務時間内に行います。バナー広告の掲載は 1 ヶ月単位ですが、月末月初等の切り替え作業の日程が土日祝日にかかる場合がありますので、別に定める日程で月毎の広告の切り替えを行います。
《広告掲載開始時間》
掲載開始日の午前 0 時～正午の間にバナー広告を掲載します。作業により、掲載開始時間が遅れる可能性があります。
《広告掲載終了時間》
掲載終了日の翌日の午前 0 時～正午の間にバナー広告の掲載を終了します。
- 7 広告の版の内容に関する責任は広告主にあり、作成に係る一切の経費は広告主の負担となります。
- 8 広告内容等、仕様を変更する場合は、遅滞なく市こども福祉課へご連絡ください。
- 9 広告には、会社名等を用いた「〇〇の広告です」の代替テキストを挿入する場合があります。
- 10 広告料は、原則として返還しません。ただし、広告主の責によらない理由により広告掲載ができなかったときは、この限りではありません。